

※提出がない場合、申請は受理されません

換価猶予申請の注意事項

※下記の内容を確認し署名して下さい。

換価猶予の承認後も『督促状』が送付されます。

各税金には税目や期別ごとに納付期限が定められています。申請による換価猶予の承認後も、納期を過ぎた税金であれば地方税法第329条等に基づき、納期限後20日以内に督促状を送付しなければなりません。

そのため、分納計画とおりに納付している場合でも督促状は送付されます。

※督促料も加算されます。(期別に100円)

換価猶予の承認後は『延滞金』の一部が免除されます。

納付期限(法で定める各納付期限)の翌日から延滞金の計算が始まります。各納付期限内に納付いただいている村民の皆さまとの公平性を保つため、申請による換価猶予の承認後は、換価の猶予が承認された税目の延滞金のうち、猶予特例基準割合の額を超える延滞金が免除されます。

加算された延滞金は「分割納付計画書」履行後に追加で請求します。

換価猶予期間中であっても下記に該当した時は換価猶予申請を取り消し、催告書の発送、財産調査、滞納処分(差押等)を行う場合があります。(状況によっては取り消しをせずに行う場合があります。)

- ①収支状況等に虚偽の申告がある。
- ②求められた資料の提出がない。
- ③過度な財産が判明した。
- ④申請後に収入増等状況の変化があったにもかかわらず報告がない。
- ⑤分割納付計画書のとおり納付を履行できていない。
- ⑥猶予を受けている村税以外に、新たに村税を滞納した。

納税相談の際、職員から理由の確認があった。(徴収猶予の要件に当てはまる場合はその説明があった。)

【徴収猶予】災害等/病気・負傷/事業の廃止/事業の著しい損害

※上記以外の事由で承認・不承認の判断がされる場合があります。

換価猶予期間中の納税証明書は対象税目が完納でなければ交付できない場合があります。

換価猶予期間中でも、本来納期を過ぎた分は未納となり滞納のない証明書は交付できず、納税証明書を交付する際には納期到来未納額として記載されます。

・口座振替を利用していますか？ (はい・いいえ)

⇒『はい』と答えた方のみお聞きします。

口座引き落としを停止しますか？ (はい・いいえ)

※口座振替停止の対象となるのは換価猶予申請が承認された税目・年度のみとなります。

上記内容を確認し同意します。

確認日 令和 年 月 日

署名：氏名 _____

【担当者チェック欄】

- 督促状発送の説明を行った。
- 延滞金一部免除の説明を行った。
- 口座振替の勧奨を行った。
- 口座振替の対象ではない。